

(別添)

国住指第8310号  
平成15年2月24日

全国銀行協会会長 殿

国土交通省住宅局長

新築の建築物向け融資における検査済証の活用等による  
建築基準関係規定遵守への協力要請について(依頼)

貴協会におかれましては、時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。  
また、日頃より建築行政に対し、一方ならぬ御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

当省では、平成7年の阪神・淡路大震災を教訓とした新たな視点からの建築物の安全性確保の要請等を踏まえ、平成10年の建築基準法の一部を改正する法律(平成10年6月12日法律第100号)により建築確認・検査の民間開放及び中間検査制度の導入等の措置を講じました。また、建築物の安全性確保の前提となる中間検査・完了検査の的確な実施等の違反建築物対策の取組みを計画的に推進するために平成11年度から平成13年度までの3ヶ年を重点実施期間として定め、地方公共団体と連携しながら当該取組みを積極的に推進するとともに、住宅金融公庫においても、新築の建築物向け融資における検査済証の写しの提出の要件化を実施していただいているところです。

こうした施策の推進により、完了検査実施率については、平成10年度の38%から平成13年度では64%までに改善されましたが、完了検査実施率の本来の性格からすれば依然として不十分と言わざるを得ない状況にあります。

このため、当省としても、建築物の安全性を担保し、国民が安心して住める住環境の形成に寄与するために、中間検査・完了検査の的確な実施等を含む違反建築物対策の取組みを引き続き継続・強化していく所存です。

これらの取組みをより実効性のあるものにしていくためには、新築の建築物向けに融資を行う民間金融機関においても違反建築の防止についてご理解・ご協力いただくことが有効と認識しております。

つきましては、新築の建築物向け融資にあたっては、検査済証を活用する方法により融資対象物件が建築基準関係規定を遵守しているかという点についても配慮していただきますよう、併せて、系列のローン保証会社に対してもこの協力要請の内容を周知いただけますよう、貴協会会員銀行への周知徹底方、よろしくお願い申し上げます。

国住指第8311号  
平成15年2月24日

(社)全国信用金庫協会会長 殿

国土交通省住宅局長

新築の建築物向け融資における検査済証の活用等による  
建築基準関係規定遵守への協力要請について(依頼)

貴協会におかれましては、時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。  
また、日頃より建築行政に対し、一方ならぬ御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

当省では、平成7年の阪神・淡路大震災を教訓とした新たな視点からの建築物の安全性確保の要請等を踏まえ、平成10年の建築基準法の一部を改正する法律(平成10年6月12日法律第100号)により建築確認・検査の民間開放及び中間検査制度の導入等の措置を講じました。また、建築物の安全性確保の前提となる中間検査・完了検査の的確な実施等の違反建築物対策の取組みを計画的に推進するために平成11年度から平成13年度までの3ヶ年を重点実施期間として定め、地方公共団体と連携しながら当該取組みを積極的に推進するとともに、住宅金融公庫においても、新築の建築物向け融資における検査済証の写しの提出の要件化を実施していただいているところです。

こうした施策の推進により、完了検査実施率については、平成10年度の38%から平成13年度では64%までに改善されましたが、完了検査実施率の本来の性格からすれば依然として不十分と言わざるを得ない状況にあります。

このため、当省としても、建築物の安全性を担保し、国民が安心して住める住環境の形成に寄与するために、中間検査・完了検査の的確な実施等を含む違反建築物対策の取組みを引き続き継続・強化していく所存です。

これらの取組みをより実効性のあるものにしていくためには、新築の建築物向けに融資を行う民間金融機関においても違反建築の防止についてご理解・ご協力いただくことが有効と認識しております。

つきましては、新築の建築物向け融資にあたっては、検査済証を活用するなどの方法により融資対象物件が建築基準関係規定を遵守しているかという点についても配慮していただきますよう、併せて、系列のローン保証会社に対してもこの協力要請の内容を周知いただけますよう、貴協会会員信用金庫への周知徹底方、よろしくお願い申し上げます。

国住指第 8 3 1 2 号  
平成 1 5 年 2 月 2 4 日

( 社 ) 全国信用組合中央協会会長 殿

国土交通省住宅局長

新築の建築物向け融資における検査済証の活用等による  
建築基準関係規定遵守への協力要請について ( 依頼 )

貴協会におかれましては、時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。  
また、日頃より建築行政に対し、一方ならぬ御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

当省では、平成 7 年の阪神・淡路大震災を教訓とした新たな視点からの建築物の安全性確保の要請等を踏まえ、平成 1 0 年の建築基準法の一部を改正する法律 ( 平成 1 0 年 6 月 1 2 日法律第 1 0 0 号 ) により建築確認・検査の民間開放及び中間検査制度の導入等の措置を講じました。また、建築物の安全性確保の前提となる中間検査・完了検査の的確な実施等の違反建築物対策の取組みを計画的に推進するために平成 1 1 年度から平成 1 3 年度までの 3 ヶ年を重点実施期間として定め、地方公共団体と連携しながら当該取組みを積極的に推進するとともに、住宅金融公庫においても、新築の建築物向け融資における検査済証の写しの提出の要件化を実施していただいているところです。

こうした施策の推進により、完了検査実施率については、平成 1 0 年度の 3 8 % から平成 1 3 年度では 6 4 % までに改善されましたが、完了検査実施率の本来の性格からすれば依然として不十分と言わざるを得ない状況にあります。

このため、当省としても、建築物の安全性を担保し、国民が安心して住める住環境の形成に寄与するために、中間検査・完了検査の的確な実施等を含む違反建築物対策の取組みを引き続き継続・強化していく所存です。

これらの取組みをより実効性のあるものにしていくためには、新築の建築物向けに融資を行う民間金融機関においても違反建築の防止についてご理解・ご協力いただくことが有効と認識しております。

つきましては、新築の建築物向け融資にあたっては、検査済証を活用するなどの方法により融資対象物件が建築基準関係規定を遵守しているかという点についても配慮していただきますよう、併せて、系列のローン保証会社に対してもこの協力要請の内容を周知いただけますよう、貴協会会員信用組合への周知徹底方、よろしくお願い申し上げます。